地主・経営者のための情報マガジン

あぐりタイムズ
Agri Times

2026 November 11

vol.256

贈与税の基礎知識をおさらいしましょう

相続税の税務調査

税務調査の流れと注意点を徹底解説！

税務の知識を楽しく学ぶ！

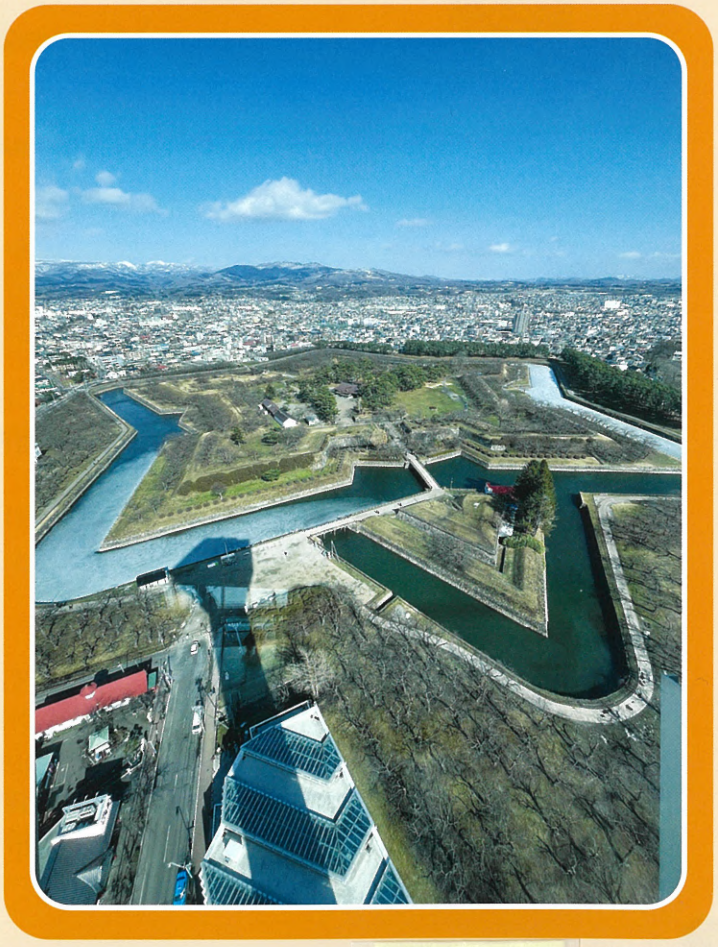


営業職に役立つ！

ゴルフの心髄

ラ・ラ・ラ・ランドマ～ク♪





函館 五稜郭

贈与税の基礎知識をおさらいしましょう

贈与税とは、「あげる」「もらう」という契約で110万円を超える財産が
両者の間で移転すると、貰った側にかかる税金です。
贈与税には相続税と同じく基礎控除額がありますが、
相続税に比べて贈与税は負担が大きく、基礎控除額は110万円です。
ここでは贈与税の概要や非課税措置について説明します。
どんな非課税措置があるのか確認して、
相続対策を行いましょう。

今回は深堀がお伝えします！



動画でも解説中!

1 概要

1 贈与税がかかる財産

贈与税は現金や預貯金の他に不動産や車などの財産にもかかります。贈与税の申告をして納税するのは財産を貰った人です。

贈与税がかかる場合

・株式などの有価証券の名義変更
・土地や建物などの不動産の名義変更
・保険料を負担しないで保険金を受け取った場合

贈与税がかからない場合

・日常の生活費
・扶養義務者から受けた生活費や教育費など通常必要なもの
・個人からのお中元、お歳暮、香典など社会通念上相当なもの

2 税額

贈与税には暦年課税制度と相続時精算課税制度の2種類の制度があります。

①暦年課税制度：年間110万円を超えると課税

暦年課税制度で財産を受け取った場合には、1年間で合計110万円以上受け取った場合に贈与税の申告が必要になります。暦年課税に係る基礎控除額は、贈与をした人ごとではなく、贈与を受けた人ごとに1年間で110万円となります。1年間に複数の人から贈与を受けた場合、その贈与を受けた財産の価額の合計額から控除できる基礎控除額は贈与者の人数に関わらず110万円となります。

②相続時精算課税制度：累計で2,500万円を超えた場合

相続時精算課税制度で財産を受け取った場合には、貰った財産の累計が2,500万円を超えた時に一律20%の贈与税がかかります。2024年1月1日以降は、2,500万円とは別に年間110万円までもらっても贈与税の申告は不要となりました。ただし、60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の贈与者の直系卑属の関係でしか適用できないことや、一度相続時精算課税制度を選択するとその贈与者からの贈与は暦年課税制度に変更が出来ないことなど、制度を使用する時には注意が必要です。相続時精算課税の基礎控除も贈与を受けた人ごとに1年間で110万円となります。したがって、1年間に複数の人から相続時精算課税に係る贈与を受けた場合、110万円を按分することになります。

贈与財産が相続税の課税対象に!?

相続開始前7年以内に被相続人から暦年課税により財産を贈与された人は、その贈与財産が相続税の対象となります。2024年1月1日以降の贈与については段階的に期間が延長されて2031年1月1日からは7年間の加算となる為、注意が必要です。

加算期間の例 ※表中の✕は相続開始を表す。

	2023年（令和5年）	2024年（令和6年）	2025年（令和7年）	2026年（令和8年）	2027年（令和9年）	2028年（令和10年）	2029年（令和11年）	2030年（令和12年）
事例① 2027/6/1 相続発生					✕	3年 5ヶ月間 加算		
事例② 2028/1/1 相続発生						✕	4年間 加算	
事例③ 2029/1/1 相続発生							✕	5年間 加算
事例④ 2030/1/1 相続発生								✕ 6年間 加算
事例⑤ 2031/1/1 相続発生								✕ 7年間 加算

（改正により追加された部分）100万円を控除した残額を加算
（相続開始前3年以内の贈与）従来通り加算

相続時精算課税により財産を贈与された人は、相続発生時には基礎控除額110万円を除いた累計贈与額を相続財産に加算して相続税の申告を行うことになります。

3 申告方法と期限

贈与税の申告は、財産を受け取った年の翌年2月1日～3月15日までの間に行う必要があります。申告するには、紙の申告書を作成して提出する他、電子申告（e-Tax）で申告する方法があります。相続時精算課税制度を適用する場合は、贈与税の申告書に「相続時精算課税制度選択届出書」を添付して申告し、その申告以降は基礎控除の110万円を超える場合には、贈与を受けた年ごとに贈与税の申告書を提出しなければなりません。

2 贈与税の非課税制度

1 配偶者控除

夫婦間で居住用の不動産を贈与する場合、配偶者控除という制度があります。この制度は、夫婦間で自宅か自宅を購入するための資金を贈与した場合、贈与税の申告書と必要書類を提出すると最大2,000万円まで非課税となります。

適用条件と特徴

・結婚して20年以上の夫婦であること
・居住用不動産そのものの贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であり、翌年3月15日までに不動産を取得していること
・過去に同一配偶者からの贈与について、この特例を使用していないこと
・贈与を受けた配偶者は、その居住用不動産に居住し、その後引き続き住む見込みがあること

2 住宅取得等資金の贈与

子や孫が住宅を購入するための資金を親や祖父母から受け取る場合、住宅取得資金の贈与の制度が使用できるか確認しましょう。この制度を使用して購入した住宅が省エネ等住宅なら1,000万円まで、それ以外なら500万円までは非課税となります。こちらも贈与を受けた年の翌年に贈与税の申告が必要です。

適用条件と特徴

・贈与者（あげる人）：父母や祖父母など、受贈者の直系尊属であること ※配偶者の両親には使用できません。
・受贈者（貰う人）　：①贈与を受けた年の1月1日に18歳以上であること
　②贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること

3 結婚・子育て資金の贈与

子や孫の結婚や子育て費用として、親や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合は最大1,000万円（結婚のための費用は300万円）まで非課税となります。

適用条件と特徴

・贈与者（あげる人）：父母や祖父母など、受贈者の直系尊属であること
・受贈者（貰う人）　：契約日において18歳以上50歳未満であること
・贈与税の申告は不要だが、金融機関と結婚・子育て資金管理契約を結んだあと、専用の結婚・子育て資金口座を開設する必要がある

※直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までで終了しました。

3 生前贈与で相続税対策を行う方法があります

生前贈与を活用することで、相続税の対策にも繋がります。例えば、毎年基礎控除以内で贈与を行えば、贈与税をかけずにまとまった金額を贈与することが出来ます。ただし、毎年同じ時期に同じ金額を贈与している場合は「定期贈与」と見なされる場合があります。定期贈与とみなされた場合は、総額に対して贈与税が課税されることもあるため贈与契約書を作成したり、贈与する金額や時期を変えるなど対策が必要です。
また、賃貸物件を生前贈与することも相続対策の1つと言えます。賃貸物件を贈与することで贈与者の不動産所得を分散でき、贈与後の家賃収入は受贈者の財産になるので贈与者の所得を減らす効果を期待できます。生前贈与すべきかは相続発生時の状況も考慮して判断する必要がある為、お困りのことがございましたらランドマーク税理士法人までご相談ください。



ランドマーク便り
メディア掲載情報

新聞

【日本経済新聞】
7/6（月）朝刊 10 面
「信頼できる相続・贈与に詳しい相続税理士 50」
7/7（火）朝刊 28 面
7/15（水）朝刊 10 面
「日経 相続・事業承継フェア 2026」
告知欄にて弊社共同代表清田幸佑の講演内容が掲載されております。





ウェブメディア



【ランドマーク税理士法人×QuizKnock コラボ動画公開！】
「マスター清田の Bar でしか聞けない税金の話【消費税編】」を弊社の YouTube チャンネルにて公開中！

動画はこちら！

10月 セミナー・税務無料相談会のご案内

セミナー

10月 | **遺言書作成における留意点**
※ご希望の方にはセミナー後に無料で1時間ほどの税務相談を行っております。
10月19日（月） 14:00～15:00　新横浜会場　TEL:045-350-5605

税務無料相談会 ※すべて14:00～16:00開催

10月15日（木） 朝霞台会場 TEL:048-424-5691	10月16日（金） 丸の内会場 TEL:03-6269-9996	10月16日（金） 新宿会場 TEL:03-6709-8135	10月16日（金） 池袋会場 TEL:03-5904-8730
10月16日（金） 町田会場 TEL:042-720-4300	10月16日（金） 横浜駅前会場 TEL:045-755-3085	10月16日（金） みなとみらい会場 TEL:045-263-9730	10月16日（金） 武蔵小杉会場 TEL:044-281-3003
10月16日（金） 大宮会場 TEL:048-776-9684	10月16日（金） 新松戸会場 TEL:047-702-7220	10月16日（金） 湘南台会場 TEL:0466-86-7025	

こちらからお申込み受付中！▶ https://www.landmark-tax.com/seminar/
※湘南台会場・朝霞台会場では相続手続きや遺言のご相談を受け付けております。

清田の ひとりごと



代表社員 清田幸弘

7月29日は「七福神の日」です。
皆さん、七福神の名前を全て覚えていますか？
「宝船に乗っていて、富と幸せの象徴、とても縁起が良い神様」と認識してはいましたが、すべて見分けられる人は少ないのではないでしょうか。

恵比寿
右手に釣竿、左手に鯛を抱えています。多くの方が恵比寿様はわかるのではないでしょうか。

大黒天
打ち出の小槌や福袋を持っています。

毘沙門天
兜をつけた勇ましい出で立ちで武将の出で立ちをしているのが特徴です。

弁財天
唯一の女神。また、唯一才能と財産を兼ね備えているのだとか。

福禄寿
長い頭と白いひげが特徴です。寿老人と似ていますが、長寿の象徴である鶴と亀を従えています。

寿老人
同じく長い頭と白いひげが特徴です。

布袋
太鼓腹で、大きな袋を担いでいます。この袋が堪忍袋と言われ、「堪忍袋の緒が切れる」はここから来ているそうです。

因みに7人の神様のうち、純粋な日本の神様は恵比寿だけで、他の神様は中国やインドにルーツがあるのだそう。
出身地・宗教が異なる神様を一つのグループにして信仰するのは、なんとも日本らしいですね。
ぜひ、機会がある際に見比べてみてください。

相続税の税務調査

税務調査の流れと注意点を徹底解説！

動画でも解説中！

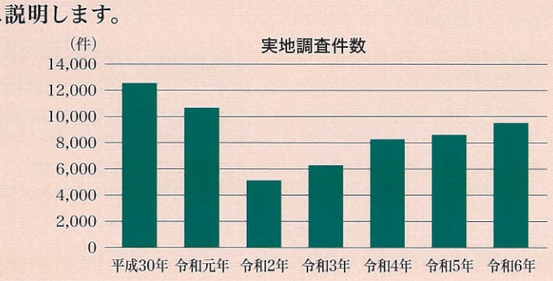
今回は押山（国税OB）がお伝えします！



Q 相続税の申告について税務調査が来ることもあると聞きました。調査ではどのようなことを行い、何を聞かれるのでしょうか？

A

相続税の申告書を提出して一番心配なのは税務調査です。
平成27年の相続税法の大幅改正以降、減少傾向で、令和元年度では「ほぼ10件に1件の割合」となっていました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数が大幅に減少しましたが、令和6年度は申告書の提出166,730件のうち、9,512件（約20件に1件の割合）、追徴税額の合計も2,942億円（対前年度比107.2%）となり、増加しました。1件当たりの追徴税額は3,094万円となっています。
多くの預貯金が頻繁に動いている場合や、争いがあったときは調査の対象として選定される場合が多いようです。以下、相続税の税務調査について簡単に説明します。



解 説

1 税務調査とは

税務調査には任意調査と強制調査とがあり、任意調査に法的な拘束力はなく、現状調査や帳簿の調査が行われます。一方、強制調査には法的な拘束力があり、臨検、捜査、差し押さえ等がなされます。税務調査のほとんどは、前者の任意調査です。

2 一般的な税務調査の流れ

- 税理士法に定められている書面添付制度に基づく税務代理権限証書が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知が行われる前に、その税理士に対して、添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会が与えられます。（意見聴取制度）
- 意見聴取後、税務調査に移行という事になれば、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などの税務調査の事前通知が行われます。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知されます。

意見聴取の効果：
「税務調査の事前通知」前に、税理士から意見聴取したことにより、疑問点が解決し、それ以上調査の必要が無いと認められたときには、あえて調査に至らないことが多々あります。意見聴取後の流れで修正申告書を提出した一定の場合は、過小申告加算税（納付すべき税額の5～15%）が課されません。

- 税務調査の当日は朝10時から調査が始まり午後5時位までかかりますが、午前中に終了ということもあります。調査は2名の税務署職員が相続人の家に訪れ、午前中は聞き取り調査、午後は通帳・権利書等重要書類の確認を行うという流れが多いです。相続税の税務調査で質問される項目はおおむね決まっています。

税務調査の一日の流れ（通例）

- 午前中の聞き取り調査ではまず、被相続人の仕事、趣味、性格、入院歴、病気の状況、亡くなる前の判断能力、財産（主に預貯金）の管理者は誰だったのか、医療費はどこから出していたか、生活費はどのように捻出していたか、などの質問により「亡くなった方の財産が生前の収入に対して適正な額か」、「贈与税の申告もなく家族の名義になった財産はないか」が確認されます。
- 午後の現物調査では、被相続人が生前に財産（預貯金通帳、権利書等）を保管していた場所を確認します。今回が二次相続の場合（※1）には、一次相続で名義の書き換えをしているかどうか（「一次相続の時にその配偶者が相続したもの」が漏れていないかどうかの確認）を一次相続の際の相続税申告書と突き合わせ、特に預貯金について調べます。さらに被相続人からの贈与についての確認（金額、時期、申告の有無）、贈与後の通帳・証書の保管者、手持ち現金の状況を確認します。また、家に保管してある全ての印章の印影をとり（各印章の使用方法の確認）、通帳について家族全員分の金融機関・番号・残高・取引内容を確認します。その他、縄延び（※2）を調べるため土地の測量図が家に残っていないかなどを確認し、現地を見に行くこともあります。

※1 一次相続とは、両親のどちらか片方が亡くなられて、配偶者と子供等が相続人になる相続をいいます。
二次相続とは、「一次相続で相続人となった配偶者」が後日亡くなられた際の相続をいいます。
※2 縄延びとは、登記簿上の土地面積より実測面積が大きいことをいいます。

3 税務調査で注目される預貯金の流れ

- 相続税の税務調査で一番問題になるのは預貯金の取引内容です。特に名義預金の関係は詳しく調べられます。名義預金というのは、亡くなった方の預貯金が、贈与の手続きを経ずに他の家族の名義になっているものです。税理士によっては、申告書作成時に被相続人の過去何年間かの預貯金の流れも確認します。特に大きい出金に関しては、どこへいったのか、亡くなった日現在でほかの家族の名義になっていないか等をよく調べます。税務署に相続税の申告書が提出されると、税務署の担当官が関係のありそうな全ての金融機関に、相続が発生した日現在の被相続人、相続人、家族の預貯金の残高と過去何年間かの預貯金の取引明細の問い合わせをします。
- 税務調査を終えて後日、税務署・納税者・税理士との間で問題点の調整後、税金を納める場合には修正申告書を提出します。また、戻る部分があれば、税務署が職権で還付の手続きを行うことになります。

税務調査は預貯金の流れが最重要ポイントです。被相続人の生前の入出金についてしっかり把握し、贈与税の申告等の漏れがないか再度確認してみることが大切です。
ご不明な点がございましたらお気軽にランドマーク税理士法人までご連絡ください。

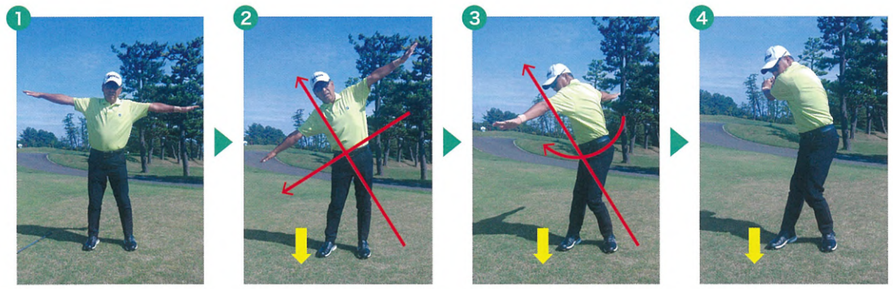
営業職
必見!

ゴルフの心髄

第98時限　最強　Physical.exercises

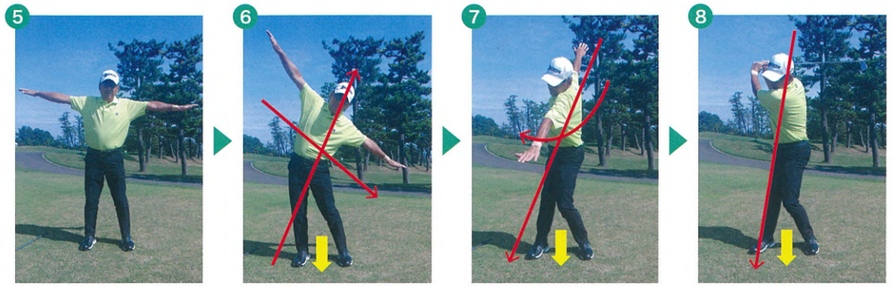
前回97時限に続いて、スイングの軸と、スムースな動きを実現させる、
体操バージョンをお届けいたします。

✕ 一般的に誤解しやすい、悪い例です。

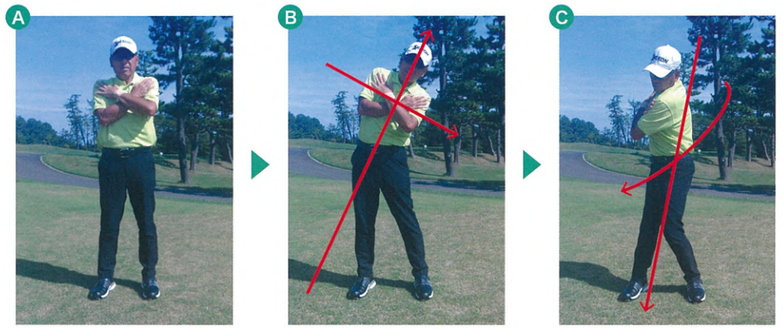


1〜4の動きは、俗に左肩をまわして、右足に体重を乗せなさい〜と
言われる動作をした時に出来上がる、トップオブスイングです。
全体的に右足外側重心になりがちで、身体が右にズレてしまいます。

○ こちらが絶対にやって頂きたい、体操です。



5〜8 身体を左側に傾かせ、回旋させてクラブを握ってみると、左
足母指球→左股関節、左胸鎖関節に重心が乗り、カチッと安定す
るポジションに収まります。
身体の左サイド内側にしっかりと重心が乗ってきます。



ABC さらにコンパクトに腕を胸の前でクロスさせ、同じ動作をす
ることで、両ワキの締め具合のテンションを感じられます。

★この体操の体勢からボールを見た時の目線の角度が大切です。



戸塚カントリー倶楽部所属
落合　祐(おちあい ゆう)
昭和42年4月21日生まれ 横浜市出身
日本プロゴルフ協会　ティーチングプロA級

お客様から愛のメッセージ



他社との比較はできませんが、清潔で丁寧にご対応いただけたと思います。ありがとうございました。
また機会があればお願いしたいです。

お客さまの声：K.Y様

この度は弊社にご依頼いただき誠にありがとうございます。
今後もわかりやすく丁寧な対応を心がけてまいります。
税務についてお困りのことございましたらお気軽にご相談ください。

武蔵小杉駅前事務所　小島怜

税務カレンダー 10月／11月

10月

- 個人住民税　第3期分　横浜市等　11月2日(月)

11月

- 個人事業税　第2期分　神奈川県等　11月30日(月)
- 所得税予定納税　第2期分　11月30日(月)

無料相談のお知らせ

お気軽にお問合せください！
相続のプロによる個別相談が初回無料！

0120-48-7271（ヨハ セツゼイ）

お電話またはホームページよりご予約承ります。　ランドマーク税理士法人　検索